

第2 小学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合

1 法別表第1（規則第3条第1項の表）と、小学校教諭免許状の上級免許を取得する場合（<表3-5>～<表3-8>）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第1（規則第3条第1項の表） （抜粋）				記号	<表3-5>～ <表3-8>の科目名	対応
欄	科目名	事項名				
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		① ⇒	教科に関する専門的事項に関する科目	左図の同じ行（⇒）が対応
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		② ⇒	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	（略）	* ③ ⇒	第3欄に掲げる科目		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	（略）	* ④ ⇒	第4欄に掲げる科目		
第5欄	教育実践に関する科目	（略）	* ⑤	選択科目		
第6欄	大学が独自に設定する科目		⑥	大学が独自に設定する科目	①～⑥から選択	

* 「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」＝「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

2 小学校教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：小学校教諭一種免許状） 【根拠規定：法別表第3、規則第11条】

<表3-5>

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

3 小学校教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：小学校教諭二種免許状）

※ (1)又は(2)の区分で適用表が異なります。

区 分	説 明	適用表・備考
(1) 大学を卒業していない者	(2)に該当しない者	<表3-6>
(2) 大学を卒業した者等	次のいずれかに該当する者 ✓ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者 ✓ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者	<表3-7> (1)と比べて在職年数の軽減措置あり

(1) 大学を卒業していない者

【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1(3)】

<表3-6>

在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12	12
		年	年	年	年	年	年	年	年	年以上 (特例)
修得単位数(ア)										(イ)
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(イ)	4	4	3	3	2	2	1	1	1
	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	6	5	5	4	4	3	2	2	含 7 単 位 以 上
	第3欄に掲げる科目	11	10	9	8	6	5	5	3	
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉	(ウ)		(エ)						
	選択科目	4	4	3	3	3	3	2	2	
大学が独自に設定する科目	5	5	5	5	5	4	3	2	2	
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	10

<備考>

- (ア) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。
- (イ) 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）のうち1以上の科目について修得します。
- (ウ) 「〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉」の最低修得単位数が10単位以上の場合、国語等の教科のうち4以上の「教科の指導法に関する科目」についてのそれぞれ1単位を含んで修得します。
- (エ) 「〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉」の最低修得単位数が9単位以下の場合、国語等の教科のうち2以上の「教科の指導法に関する科目」についての

それぞれ1単位を含んで修得します。

- (オ) 「12年以上(特例)」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。

(2) 大学を卒業した者等

【根拠規定：法別表第3、規則第11条～第14条、細則別表第1の2(2)】

<表3-7>

在職年数		3	4	5	6	6		
		年	年	年	年以上	(特例)	年以上	
修得単位数(ア)						(オ)		
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(イ)	2	2	1	1	1		
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	4	3	2	2	含	7 単 位 以 上
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉	(エ)				含	
		選択科目	3	3	2	2		
	大学が独自に設定する科目	5	4	3	2	2		
総単位数		25	20	15	10	10		

<備考>

(ア)(イ)(エ)：「(1) 大学を卒業していない者」と同じ。

- (オ) 「6年以上(特例)」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。

4 小学校教諭二種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：小学校助教諭臨時免許状）
 【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1（4）】

<表3-8>

修得単位数（7）		在職年数								
		6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年以上	
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目（イ）	4	4	3	3	2	2	1	1	
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	6	6	5	4	3	3	2	1
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉（ウ）	19	17	15	13	11	9	7	5
	選択科目	4	3	3	3	3	2	2	2	
	大学が独自に設定する科目	2	2	2	2	1	1	1	1	
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	

<備考>

- (ア) (イ)：「3 小学校教諭一種免許状を取得する場合（1）大学を卒業していない者」と同じ。
 (ウ) 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）」及び6の教科（音楽、図画工作及び体育のうち2以上を含む。）の「教科の指導法に関する科目」についてのそれぞれ1単位を含んで修得します。

5 小学校教諭二種免許状を取得する場合の特例【29法附則関係】

次のものがありますが、該当事例が少ないため、表は省略します。

説明	根拠規定
施行法第1条第1項の表第2、3、7～9号、第2条第1項の表第2～4、6、9～12、15～17、20、20の3、24、24の2号の規定に該当し、同法により小学校助教諭臨時免許状を受けている者	29法附則第11項、規則附則第15項、細則別表第1の9（1）
修業年限4年の教員養成諸学校の卒業生、修業年限4年以上の専門学校卒業生、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状の所有者又は旧大学令による学士号の所有者で小学校助教諭臨時免許状を受けている場合	29法附則第12項、規則附則第15項、細則別表第1の9（2）
旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状の所有者で小学校助教諭臨時免許状を受けている場合	29法附則第13項・規則附則第15項・細則別表第1の9（3）